

# 第5章 持続可能な循環型社会づくり

## 第1節 2Rの促進による資源ロスの削減

〈主な指標と最新実績〉

県民一人一日当たりのごみ排出量	986g (2018[平成30]年度)
県民一人一日当たりの生活系収集可燃ごみ排出量	567g (2018[平成30]年度)
一般廃棄物の再生利用率(リサイクル率)	15.2% (2018[平成30]年度)

### 第1項 ごみを発生させないライフスタイルの変革の推進

#### 1 群馬県循環型社会づくり推進計画の推進 【廃棄物・リサイクル課】

県では、循環型社会づくりを県民、事業者、行政が協力して進めていくために、具体的な目標を掲げた「第二次群馬県循環型社会づくり推進計画」(二次計画)を2016(平成28)年3月に策定しました。

二次計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)第5条の5に基づき、廃棄物の減量その他その適正処理に関する事項を定めた法定計画です。また、県が進める循環型社会づくりに当たっての基本的事項を定めたものとなっています。

県では、二次計画に基づき、ごみの減量化やリサイクルを推進し、循環させる資源の「量」に着目した取組に加え、資源の性質を活かす「質」の高い資源の循環的な利用を実現する循環型社会づくりを目指しています。

◇計画期間 平成28年度～令和2年度(5年間)

◇計画の基本方針(基本理念及び基本目標)

二次計画では、概ね2030(令和12)年を展望し、群馬県における廃棄物の適正処理及び循環型社会づくりに向けた基本理念、基本目標を次のとおり定めています。

#### ○基本理念

・廃棄物の適正処理をさらに推進させながら、群馬県の地域特性を活かして、廃棄物に含まれる有用な資源をより多く回収し、資源の性質に応じた「質」の高い循環的な利用を実現します。

#### ○基本目標

- ・県民等各主体(県民、市民活動団体等、事業者、廃棄物処理業者等、市町村、県)相互の連携の強化によるごみの減量及び資源化の推進
- ・「ごみ」が「循環資源」として再認識され、排出の抑制と「質」の高い循環的な利用が定着している社会の実現
- ・地域循環圏の形成による地域創生の実現
- ・大規模災害時にも対応できる広域処理体制の構築

#### 2 環境にやさしい買い物スタイルの普及促進 【気候変動対策課】

マイバッグ等の利用は、ごみの減量化や省エネ・省資源をはじめ、循環型社会の構築や温暖化防止に配慮したライフスタイルへの変革に向けて大きな役割を担っています。

県では、低炭素・循環型社会の実現に向けたライフスタイルの普及のため、2013(平成25)年

度に消費者(環境)団体、事業者、行政(県及び35市町村)の3者で構成される「群馬県環境にやさしい買い物スタイル普及促進協議会」を設置しました。

この協議会では、消費者(環境)団体を中心に店頭でマイバッグの持参を呼びかける啓発活動を

実施し、県民の環境活動を後押ししています。2019（令和元）年度は県内12市及び2町にモデル店を設定し、10月から隔月で啓発活動を実施しました。

また、環境に配慮した取組を行う事業者を支援するため、協議会の協力店に登録した事業者や容器等の店頭回収を実施する事業者を県の環境情報ホームページ「ECOぐんま」に掲載し、情報発信を行っています。

2020（令和2）年7月からレジ袋の有料化が開始されることから、今後は、マイバッグの持参に加え、プラスチックごみや食品ロスの削減に向けた取組を行う予定です。

**【2019（令和元）年度活動実績】**

- ・店頭啓発：41回
- ・協力店：41事業者 383店舗及び5チェーン  
(計：1,290店舗)

**3 県民への啓発活動（ぐんま3R宣言等）の推進** 【気候変動対策課、廃棄物・リサイクル課】

**(1) ぐんま3R宣言のサイトの運営等**

県民一人ひとりが身近なところから3R（リデュース、リユース、リサイクル）に取り組んでもらえるよう、インターネット等を活用した普及啓発を図りました。

県では、群馬県環境情報ホームページ「ECOぐんま」の3R宣言のページから、県民に継続して取り組むことのできる3Rの行動を宣言していただき、日頃から3Rの活動を意識してもらえるように、名前入りの宣言書を印刷できる仕組みを設け、2012（平成24）年度から運営しています。

2017（平成29）年度からは、「ECOぐんま」の3R宣言のページを改修し、インターネットで、子ども向けの宣言書を印刷できるようにしています。

また、イベント会場でも、3Rの活動を啓発するため来場者が簡単に宣言できるよう、インターネットを使用しない記入式の宣言書を準備し、2014（平成26）年度から呼びかけています。2016（平成28）年度からは、子ども向けの宣言書も用意し、子どもたちにも宣言してもらっています。

2019（令和元）年度末の宣言者の累計数は、7,234人です。

**(2) 3Rリーダーの派遣について**

3Rリーダーは、県内で積極的に3R活動に取り組み、3Rについての知識やノウハウを持った3Rの推進者です。

地域や職場、学校等で実施される3Rに関する学習会への3Rリーダーの紹介、派遣をしています。

**(3) 「ぐんまちゃんのごみBOOK（第二次群馬県循環型社会づくり推進計画普及啓発冊子）」の活用**

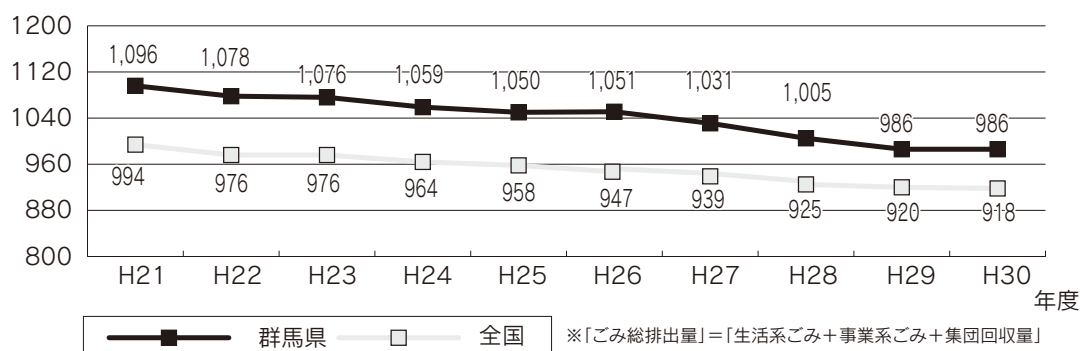
二次計画普及啓発冊子として作成した「ぐんまちゃんのごみBOOK」を地域の環境学習の場などで活用しています。

**【一人一日当たりのごみ排出量】**

2018（平成30）年度の本県における一人一日当たりのごみの排出量は986gで、前年度と増減はありませんでした（図2-5-1-1）。

2018（平成30）年度は、全国平均値の918gに比べて68g多くなっています。

図2-5-1-1 一人一日当たりのごみ排出量の推移 (単位：g/人・日)



持続可能な循環型社会づくり

### 【一人一日当たりの生活系収集可燃ごみ排出量】

県民の日々の3Rの実践の成果を「見える化」するため、二次計画において、一人一日当たりのごみ排出量のうち日常的に家庭から排出される可燃ごみの量を指標としました。

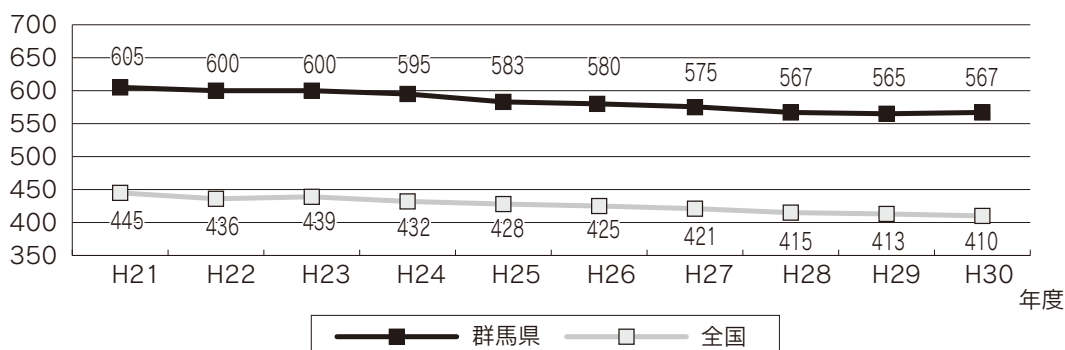
2018（平成30）年度の本県における一人一日当たりの生活系収集可燃ごみの排出量は567gで、前年度の565gから2g増加しました（図2-5-

1-2）。

減少に向けて、引き続き市町村と連携し、県民に対する意識啓発等を行い、生活系収集可燃ごみの排出量の減少に努めます。

2018（平成30）年度は、全国平均値の410gに比べて157g多くなっています。

図2-5-1-2 一人一日当たりの生活系収集可燃ごみ排出量の推移 (単位：g/人・日)



### 【リサイクル率】

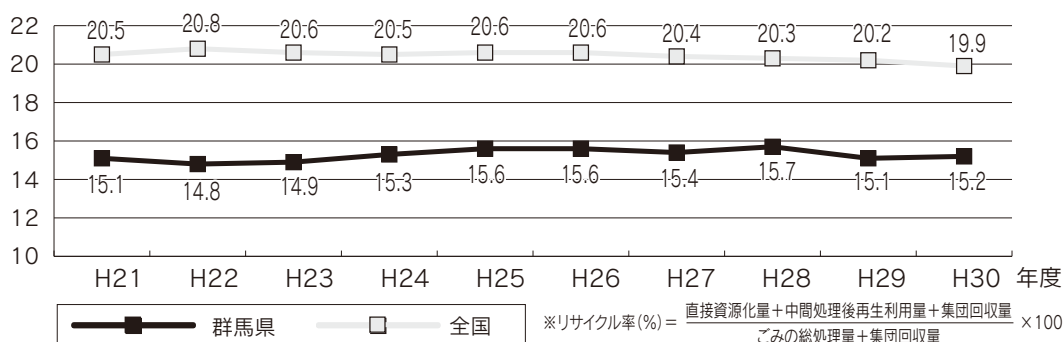
2018（平成30）年度の本県におけるリサイクル率は15.2%で、前年度の15.1%から0.1ポイント増加しました。近年は、概ね横ばい傾向で推移しています（図2-5-1-3）。

集団回収量が減少傾向にあることや、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法

律」に基づき市町村が分別収集する容器包装廃棄物について、品目・量ともに横ばい傾向にあることが、リサイクル率の「横ばい傾向」につながっていると考えられます。

2018（平成30）年度は、全国平均値19.9%と比べ4.7ポイント低くなっています。

図2-5-1-3 リサイクル率の推移 (単位：%)



## 4 住宅の長寿命化の促進 【住宅政策課】

住宅のストックが量的に充足し、環境問題や資源・エネルギー問題がますます深刻化する中で、これまでの「住宅を造っては壊す」社会から、「いいものを造って、きちんと手入れをして長く大切に使う」社会へ移行することが重要となっています。

住宅の長期使用により、解体や除却に伴う廃棄物の排出を抑制するとともに、建替え費用の削減によって県民の住宅に対する負担を軽減します。また、より豊かでやさしい暮らしへの転換を図るため、長期優良住宅等の良質な住宅の供給、適正

な維持管理の推進及びリフォームの促進等を進め、住宅をより長く大切に使う社会の実現を目指します。

県では2017（平成29）年3月に策定した「群馬県住生活基本計画2016」において、以下の2つの指標を掲げ施策を実施しています。

- ①住宅リフォームの実施率（リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合）  
2013（平成25）年：4.1%  
→2025（令和7）年：7%
- ②新築住宅における認定長期優良住宅の割合  
2014（平成26）年：13.4%

→2025（令和7）年：20%

また、2016（平成28）年4月に設立した「群馬県空き家利活用等推進協議会」を活用し、良質な既存住宅の資産価値が適正に評価され、その流通が円滑に行われるとともに、県民の居住ニーズと住宅のミスマッチが解消される循環型住宅市場の実現を目指します。

さらに、「ぐんま住まいの相談センター」及び「群馬県ゆとりある住生活推進協議会」等を活用し、リフォーム市場に関する情報不足等による消費者の不安解消に努めます。

## 第2項 市町村等が実施する2R事業への支援・拡大

### 1 市町村等が実施する2R事業への支援・拡大等 【廃棄物・リサイクル課】

県では、市町村が2R事業を推進するため、会議等を通じて全国の先進的な取組や、参考事例の紹介をしています。

2019（令和元）年度は、3R関連施策に係る実施状況等について、市町村の取組を取りまとめ、情報提供しました。

## 第3項 ごみの減量、食品ロスの削減

### 1 家庭でできるごみの減量対策の啓発及び普及 【気候変動対策課】

「みんなのごみ減量フォーラム」を群馬県環境アドバイザー連絡協議会と共催し、ごみ減量に関する講演会、ごみ減量等に積極的に取り組む団体等の事例発表、意見交換等を行っています。

- ◎2019（令和元）年9月10日開催 参加者121人
- ア 講演会  
テーマ：「プラスチックごみ汚染の現状」  
講師：井田徹治（共同通信社編集委員兼論説委員）
- イ 事例発表会及びパネルディスカッション

#### ○事例発表会

- ・事例発表者：イオンリテール株式会社北関東カンパニー、NPO法人ぐんまりユース食器センター、森を育む紙製飲料容器普及協議会

#### ○パネルディスカッション

- コーディネーター：西園大実（群馬大学教育学部教授）
- パネリスト：講演会講師、事例発表者

### 2 食品ロスの削減の推進 【気候変動対策課】

#### (1) ぐんま5つのゼロ宣言 宣言5食品ロス「ゼロ」

県では、2019（令和元）年12月に宣言した、「2050年に向けた『ぐんま5つのゼロ宣言』」の一つに食品ロス「ゼロ」を掲げ、市町村や食品関連事業者、農業者団体等に対し、各部局を通じて、食品ロスの削減に係る制度や事業等の情報を周知するなど、「MOTTA IN A I」の心で食品ロスをなくす取組を進めています。

#### (2) 「ぐんまちゃんの食べきり協力店」登録制度

食品の食べ残しや食材の使いきりに取り組む飲食店や旅館・ホテル、食料品小売店を「ぐんま

ちゃんの食べきり協力店」として登録し、生ごみの減量や食品ロスの削減を推進しています。

2019（令和元）年度末の、ぐんまちゃんの食べきり協力店数は、次のとおりです。

#### ●ぐんまちゃんの食べきり協力店登録数

（2020〔令和2〕年3月31日時点）

飲食店	270店舗
旅館・ホテル	34店舗
食料品小売店	147店舗
合計	451店舗

### (3) 3きり運動

食材の使いきり、料理の食べきり、生ごみを捨てる際にはしっかり水きりを行う「3きり運動」の周知と実施を呼びかけ、食品ロス削減と生ごみの減量を推進しています。

### (4) 30・10（さんまる・いちまる）運動

国が実施した調査によると、宴会では提供され

た料理の約2割が食べ残されており、その量は、食堂・レストラン等における食べ残しの約4倍にもなると言われています。

県では、宴会における乾杯後の30分間（さんまる）、お開き前の10分間（いちまる）は、自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らす「30・10運動」を普及啓発しています。

## コラム 食品ロス削減の推進について

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられている食品のことで、日本では、年間約612万トンの食品ロス（事業者から約328万トン、家庭から約284万トン）が発生していると推計されています（2017〔平成29〕年度）。これは国民1人当たりお茶碗約1杯分（約132g）の食べ物が毎日捨てられている計算です。

こうした状況を受け、2019（令和元）年10月に、食品ロスの削減に関し、国や地方公共団体等の責務、食品ロスの削減に関する基本方針の策定、施策の基本となる事項を定めた「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。

群馬県では2019（令和元）年12月、「2050年に向けた『ぐんま5つのゼロ』」を宣言し、食品ロス「ゼロ」を目標の一つに掲げ、その達成に向けて取り組んでいます。

具体的な取組として、食品の使いきり、料理の食べきり、生ごみの水きりを行う「3きり運動」、食品ロスの削減に努める飲食店や旅館・ホテル、食料品小売店を登録し、その取組を推進する「食べきり協力店登録制度」、宴会等における食べ残しの削減を呼びかける「30・10運動」を実施しています。

また、これら従来の取組に加えて、外食時の食べ残しを持ち帰るドギーバッグの普及、賞味期限が近い食品等をおいしく食べる「MOTTAINAIパーティー」の実施、フードバンクや子ども食堂への支援を通じ、未利用食品の有効活用を図るなどの取組を含めて、今後は「MOTTAINAI」運動として、県民・事業者・各市町村等と連携して取り組んでいきます。

食品ロスの削減は、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」でもターゲット12.3<sup>(※)</sup>に定められ、世界中で取り組むべき重要な課題です。食品ロスの発生は、単に目の前の食品を無駄にしてしまうだけでなく、その食品を生産する際に発生した温室効果ガスやその生産に費やされた膨大な量の資源を無駄にすることにもつながります。また、食品を廃棄処理する際にも新たな温室効果ガスが発生するなど、地球温暖化にも影響する問題です。

こうした問題を解決するためにも、まずは今日の食事に感謝し、おいしく残さず食べきるなど、食品ロスの削減に向けて、できることから始めましょう。

(※) SDGs ターゲット12.3

2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。



未開封のまま捨てられた食品  
（平成29年度前橋市ごみ組成調査から）